

信託金の取扱いの変更に伴う「取引参加者規程」等の一部改正新旧対照表

目次

	(ページ)
・取引参加者規程の一部改正新旧対照表 .....	1
・取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表 .....	2

取引参加者規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(取引資格の取得手続の履行)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 第1項の場合において、取引参加者が新たに取引資格を取得する場合は、現に預託している信認金をもって新たに取得する取引資格に係る信認金に充当することができる。</u></p> <p><u>5 第1項の場合において、取引資格の取得申請者が取引参加者から分割により営業を承継し、又は営業を譲り受け、当該取引参加者の取引資格の喪失と同時に当該取引資格と同種の取引資格を取得する場合で、当該取引所が定めるところにより取引資格を喪失する取引参加者と取引資格の取得申請者の実態に差異がないと認めるときは、当該取引資格を喪失する取引参加者が現に預託している信認金をもって取引資格の取得申請者が預託すべき信認金に充当することができる。</u></p> <p>6 (略)</p>	<p>(取引資格の取得手続の履行)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>4 (略)</p>
<p>(取引資格の喪失の際の手続)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 前2項の規定にかかわらず、取引参加者は、第5条第4項(取引資格を喪失すると同時に新たに取引資格を取得する場合に限る。)及び同条第5項に規定する信認金の充当を行った場合は、取引資格の喪失による信認金の返還を請求することができない。</u></p> <p>6 (略)</p>	<p>(取引資格の喪失の際の手続)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>5 (略)</p>
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年12月12日から施行する。</p>	

取引参加者施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(信認金を充当できる場合)</p> <p><u>第2条の2 規程第5条第5項に規定する取引資格を喪失する取引参加者と取引資格の取得申請者の実態に差異がないと認めるときは、取引資格の取得申請者が取引資格を喪失する取引参加者から原則として全ての資産及び負債を承継し、又は譲り受ける場合で、証券業務の範囲、当取引所における注文執行体制、清算決済体制その他の業務執行体制及びリスク管理体制、法令順守体制その他の内部管理体制等について重大な差異がないと当取引所が認めるときをいう。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年12月12日から施行する。</p>	<p>(新設)</p>